

札幌ドームのネーミングライツ（命名権）に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と株式会社札幌ドーム（以下「乙」という。）は、札幌ドーム（以下「本施設」という。）に係るネーミングライツ（命名権）に関して、札幌ドームの管理運営に関する協定書（令和5年3月31日付け締結。以下「管理運営協定」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、ネーミングライツ事業の実施により本施設の魅力を向上させるとともに、当該事業によって乙が得た対価を本施設の維持管理や市民利用促進等に活用することにより市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（ネーミングライツの範囲）

第2条 甲は、本施設のネーミングライツを乙に付与する。この場合、乙が定める名称は本施設の愛称であり、札幌ドーム条例（平成11年条例第36条号）に規定する正式名称「札幌ドーム」を変更するものではない。

（愛称名の使用及び定着）

第3条 甲は、乙が愛称名並びに愛称名を使用したサイン及びロゴマーク（以下「サイン等」という。）を法令の範囲内で本施設に掲げることを認めるものとする。

2 乙が本施設にサイン等掲げる場合の費用は乙の負担とする。

3 関連する道路標識等の変更に係る役割分担については、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲と乙は密接な連携及び協力によりサイン等を本施設に関するホームページ、印刷物等に表示するよう努めるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定の締結日から令和10年（2028年）3月31日までとする。ただし、愛称の使用は令和5年（2023年）4月1日からとする。

2 前項の協定期間満了までに本協定が終了した場合は、愛称の使用期間も終了するものとする。

（再付与）

第5条 乙は、第2条の規定により付与された本施設のネーミングライツを、これによる対価を得るために、他の事業者（以下「協賛企業等」という。）に再付与することができる。

2 乙は、ネーミングライツを協賛企業等に再付与しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を事前に甲に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 応募資格

(2) 募集方法・条件

(3) 選定方法

（対価及び収入）

第6条 乙は、協賛企業への再付与により得た対価を乙の収入として収受する。

2 乙は、前項に規定する対価の使途について事業年度ごとに事業計画書を作成し、当該年度の前年度末までに甲に提出し、その承認を得なければならない。ただし、初年度の事業計画書については、協賛企業等の決定後速やかに提出するものとする。

3 乙は、前項により提出した事業計画書の記載の内容にやむを得ず変更等が生じる場合は、速やかに当該変更等の内容を記載した書類を甲に提出し、その承認を得なければならない（利益還元）

第7条 乙は、前条第1項に定める収入の一部により、甲又は市民に対し、管理運営協定第30条に定めるところにより還元を行うものとする。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、5月31日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

(1) ネーミングライツに係る取組状況

(2) 協賛企業等に再付与した場合の収入状況及び対価の使途

（甲による協定の破棄）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙に対して書面による通知をすることにより、本協定を破棄することができる。

(1) 乙の違法行為その他乙の責に帰すべき事由により、乙の社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき甲が認めたとき。

(2) 乙が本協定に違反し、かつ、当該違反を是正すべき旨の甲の書面による通知を受けてから、30日以内にその違反が解消されないとき。

(3) 乙が次条第1項各号に規定する理由によらず協定破棄の申出をしたとき。

(4) 乙が札幌ドーム指定管理者募集要項に基づく申込資格を喪失したとき。

（乙による協定の破棄）

第10条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したときは、甲に対して書面による通知をすることにより、本協定を破棄することができる。この場合において乙は、甲から事前に状況を聴取しなければならない。

(1) 甲の責に帰すべき事由により、本協定を維持することができないと認められるとき。

(2) 甲が本協定に違反し、かつ、当該違反を是正すべき旨の乙の書面による通知を受けてから、30日以内にその違反が解消されないとき。

（損害賠償）

第11条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しなかったために相手方に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 第9条の規定により本協定が破棄された場合において、甲に損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 第10条の規定により本協定が破棄された場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

4 前3項の規定による損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙がネーミングライツを再付与した協賛企業等の責に帰すべき事由により生じた甲の損害は、全て乙の責に帰すべき事由により生じた損害とみなし、乙がこれを負担するものとする。ただし、乙から当該協賛企業等への求償を妨げるものではない。

(不可抗力等)

第12条 甲及び乙は、災害その他やむを得ない事由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には本協定の内容の変更について、本協定の履行を継続できないと判断した場合には本協定の解消について、それぞれ甲乙協議し双方合意の上、本協定を変更し、又は解消することができる。

(原状回復)

第13条 乙は、第3条に規定する協定期間の満了後、乙の負担において速やかに敷地内案内標識等が掲出された場所を原状に回復するものとする。

2 第9条の規定により本協定が破棄されたときは、乙の負担において速やかにサイン等が掲出された場所を原状に回復するものとする。

3 第10条第1項の規定により本協定が破棄されたときは、甲の負担において速やかにサイン等が掲出された場所を原状に回復するものとする。

4 原状回復が困難となる箇所（サインの取付ビス穴等）については、甲乙協議し、その範囲及び回復方法を取り決め、第1項又は第2項の規定に該当する場合は乙が、第3項の規定に該当する場合は甲がその処置を行うものとする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、互いに本協定の履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令等の規定に基づき開示する場合はこの限りでない。

(合意管轄)

第15条 本協定に関する一切の訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(本協定の定めのない事項)

第16条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

上記の約定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和5年3月31日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

株式会社札幌ドーム

代表者 代表取締役社長 山川 広行



